

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

令和3年3月17日
教育振興部教職員課
電話：043-223-4036
教育振興部特別支援教育課
電話：043-223-4050

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画、第2次県立特別支援学校整備計画（平成29年10月策定）に基づき、地域ごとに拠点となる特別支援学校について、教育機能、支援機能を多様化し、「総合的な教育機能を有する特別支援学校」として位置づけるため、次の3校について、県立特別支援学校管理規則の一部を改正（第3条第1項の別表1に障害種を加える）する。

○県立特別支援学校管理規則第3条第1項（別表1）へ障害種を加える。

名 称	障 害 種 別	部 及 び 学 科
千葉県立柏特別支援学校	知的障害 <u>病 弱</u>	小学部 中学部 高等部 普通科
千葉県立栄特別支援学校	知的障害 <u>肢体不自由</u>	小学部 中学部 高等部 普通科
千葉県立安房特別支援学校	知的障害 <u>肢体不自由</u> 病 弱	小学部 中学部 高等部 普通科
	聴覚障害	幼稚部 小学部 中学部

※第2次千葉県特別支援教育推進基本計画

平成19年度に策定した「千葉県特別支援教育推進基本計画」の計画期間が平成28年度で終了したことから、この計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぎ、新たな課題への対応を図るとともに、更なる充実を図るために策定した。